

## 民生教育常任委員会会議録

- 1 日 時 平成30年3月8日(木)  
午後1時26分～午後2時29分
- 2 場 所 議員協議会室
- 3 出席委員 委員長 小野寺美穂 副委員長 大友康信  
委員 大久保主計 委員 菊地 忍  
委員 郷内良治 委員 丹野政喜
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため 健康福祉部長 小林 喜 幸  
出席をした 子ども支援課長 松野 晴 美  
者の職氏名 介護長寿課長 小久保 眞由美  
保険年金課長 宇田 孝 康  
子ども支援課長補佐 千葉 貴 俊  
介護長寿課長補佐兼 中山 聖 子  
介護調整係長 中 山 聖 子  
保険年金課長補佐 松浦 良 勝  
子ども支援課主幹兼 鈴木 智 弥  
子育て支援係長  
子ども支援課主幹兼 上原 由佳子  
保育係長  
介護長寿課主幹兼 菱沼 美由紀  
介護管理係長  
保険年金課主幹兼 佐々木 裕 美  
国民健康保険係長  
保険年金課主幹兼  
後期高齢者医療・ 遠藤 佳 則  
年金係長

介 護 長 寿 課 長 寿 健 康 係 長	尾 形 充
<教育委員会>	
教 育 部 長 兼 庶 務 課 長 事 務 取 扱	相 澤 幸 也
教 育 部 理 事 兼 学 校 教 育 課 長	及 川 牧
事 務 取 扱 教 育 部 次 長 兼	大 友 透
文 化 ・ ス ポ ー ツ 課 長 教 育 部 企 画 員 兼	佐 藤 徹 也
庶 務 課 長 補 佐	

6 事務局職員	事 務 局 長 小野寺 俊
	次 長 兼 庶 務 係 長 加 藤 勤
	主 査 川 上 真理子

## 7 付議事件

- (1) 議案第12号 名取市立学校の設置に関する条例等の一部を改正する条例
- (2) 議案第13号 名取市放課後児童クラブ実施条例
- (3) 議案第14号 名取市児童厚生施設条例の一部を改正する条例
- (4) 議案第15号 名取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- (5) 議案第16号 名取市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- (6) 議案第17号 名取市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- (7) 議案第18号 名取市国民健康保険条例の一部を改正する条例

- (8) 議案第19号 名取市介護保険条例の一部を改正する条例
- (9) 議案第20号 名取市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に関する条例の一部を改正する条例
- (10) 議案第21号 名取市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に関する条例の一部を改正する条例
- (11) 議案第22号 名取市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

午後1時26分 開会

○委員長（小野寺美穂） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから民生教育常任委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、報告をいたします。

委員会条例第19条の規定により、健康福祉部長、教育部長及び担当課長等の出席を求めていますので、報告いたします。

以上で報告を終わります。

それでは、付託議案の審査に入ります。

議案第12号 名取市立学校の設置に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第12号 名取市立学校の設置に関する条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（小野寺美穂） 起立全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号 名取市放課後児童クラブ実施条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。大友康信委員。

○委員（大友康信） 今回の改正では、改正前の名取市放課後児童クラブ実施

条例の第5条から第7条までの、業務、指定管理者による管理、管理業務の範囲の規定がなくなっていますが、この部分はもう必要ないのでしょうか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、こども支援課長。

○こども支援課長（松野晴美） 放課後児童クラブは、閑上地区を除き、各地区の児童センター等の児童厚生施設で実施している事業です。放課後児童クラブ事業の実施については、名取市児童厚生施設条例に明確に規定する予定です。指定管理者制度により運営している児童センターにおいても、これまでと何ら変わりなく継続して放課後児童クラブ事業を実施することから、今回全部改正を提案するものです。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。大久保主計委員。

○委員（大久保主計） 第3条で閑上放課後児童クラブの実施場所が、閑上小中学校となっています。これは閑上小中学校の中に設置するという事でよろしいですか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、こども支援課長。

○こども支援課長（松野晴美） 第3条に明記した閑上小中学校は、あくまでも閑上児童センターを整備するまでの仮の実施場所となります。

○委員長（小野寺美穂） 大久保主計委員。

○委員（大久保主計） 名取市震災復興計画でも閑上児童センターが計画されていますので、予定地もわかりますが、整備するまでは閑上小中学校の中に設置するのかということです。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、こども支援課長。

○こども支援課長（松野晴美） 放課後児童クラブにつきましては、あくまでも事業ですので、場所を設定するものではなく、閑上小中学校の校舎内で放課後児童クラブの事業を実施するという事です。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。大久保主計委員。

○委員（大久保主計） 閑上小中学校の中で場所を借りて開設するという理解でよろしいですか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、こども支援課長。

○こども支援課長（松野晴美） 委員お見込みのとおりです。

○委員長（小野寺美穂） 大久保主計委員。

- 委員（大久保主計） 閑上放課後児童クラブの運営主体を教えてください。
- 委員長（小野寺美穂） 答弁、こども支援課長。
- こども支援課長（松野晴美） 閑上放課後児童クラブの実施につきましては、市が直接運営したいと考えております。
- 委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。大久保主計委員。
- 委員（大久保主計） 以前の閑上児童センターでの放課後児童クラブの定員は40名でしたが、改正後の閑上放課後児童クラブの定員は40名のままでよろしいですか。
- 委員長（小野寺美穂） 答弁、こども支援課長。
- こども支援課長（松野晴美） 40名までは受け入れ可能と考えております。
- 委員長（小野寺美穂） 大久保主計委員。
- 委員（大久保主計） 40名で変わりなしとのことですが、現在の予定や利用希望者の状況は把握していますか。
- 委員長（小野寺美穂） 答弁、こども支援課長。
- こども支援課長（松野晴美） 現在、利用を希望しているのは18名となっています。
- 委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長（小野寺美穂） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
- これより討論に入ります。討論はありませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長（小野寺美穂） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。
- これより、議案第13号 名取市放課後児童クラブ実施条例を採決いたします。  
本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
- 〔賛成者起立〕
- 委員長（小野寺美穂） 起立全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決すべきものと決しました。
- 次に、議案第14号 名取市児童厚生施設条例の一部を改正する条例を議題と

いたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第14号 名取市児童厚生施設条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（小野寺美穂） 起立全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号 名取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第15号 名取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（小野寺美穂） 起立全員であります。よって、議案第15号は原案の

とおりの可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号 名取市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。大久保主計委員。

○委員（大久保主計） 今回の条例改正の目的を教えてください。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、保険年金課長。

○保険年金課長（宇田孝康） 今回の条例改正の目的ですが、平成30年4月から始まる国民健康保険の県単位化に伴い、宮城県に国民健康保険事業費納付金を納めることとなりますが、これに国民健康保険税を充てるために条例を改正するものです。

○委員長（小野寺美穂） 大久保主計委員。

○委員（大久保主計） 県単位化のための条例改正ですが、条例を改正した後、やはり改正後の評価をしなくてはならないと思います。その評価の指標となるものをどのように捉えていますか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、保険年金課長。

○保険年金課長（宇田孝康） 県単位化になりますので、これまで市単独で保険者として運営してきたものとは大きく変わります。どのような指標をもって評価するのかについては、なかなか難しいと思います。ただし、健康保険ですので、被保険者の医療費の状況、そういったもので事業自体の評価をしていかなければならないと考えています。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。大友康信委員。

○委員（大友康信） 今回の改正は、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に国民健康保険税を充てるための条例化だと思います。県単位化になりますが、税率や税額は各市町村で決めることになっていますので、市民としては国民健康保険税は上がるのか下がるのか、県が示す国民健康保険事業費納付金の額などの今後の見込みが気になると思います。どのように捉えているのか伺います。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、保険年金課長。

○保険年金課長（宇田孝康） これからの国民健康保険事業費納付金の額、あるいは国民健康保険税がどのようになるかですが、医療費は医療の高度化等に

伴い若干ずつ上がっていくと予想はしています。ただ、市が納める国民健康保険事業費納付金は、被保険者の数にもよりますので、医療費が上がる一方で、最近被保険者数は減っている状況もありますので、額がふえるのか減るのかについては微妙なところであると考えております。

それから、国民健康保険税についてですが、委員がおっしゃったように市町村ごとに決定しますが、これも国民健康保険事業費納付金を賄わなければならないので、それに応じて国民健康保険税の税率を決めていかなければならないと考えております。

○委員長（小野寺美穂） 大友康信委員。

○委員（大友康信） 今後の状況に応じて変わると捉えてよろしいですか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、保険年金課長。

○保険年金課長（宇田孝康） 国民健康保険事業費納付金の額は毎年変わっていきます。それに合わせて国民健康保険税の税率を検討していかなければならないため、固定のままにはならないと捉えております。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。大友康信委員。

○委員（大友康信） 県単位になり、例えば国民健康保険事業費納付金の額が県から示されるようになることで、市の業務量が今までより減る、または効率化されるのでしょうか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、保険年金課長。

○保険年金課長（宇田孝康） 業務の効率化ですが、県から国民健康保険事業費納付金の額が示され、それに基づいて国民健康保険税の税率を決定することになります。実際にこれからやってみないとわからない部分も多くあります。今の想定では、余り業務自体の効率化には寄与しないのではないかと考えております。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。大久保主計委員。

○委員（大久保主計） 県に国民健康保険事業費納付金を納めますが、例えば医療給付費分について、今までは一般会計からの繰り入れがありました。今後、市の納付金が県から示された額に足りなかった場合、一般会計からの繰り入れはあるのですか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、保険年金課長。

○保険年金課長（宇田孝康） 国民健康保険事業費納付金の額に国民健康保険税が足りない場合と捉えてお答えします。財政調整基金がありますので、その取り崩し等で対応するということが1つ。万が一それでも対応できない場合は、県にも基金がありますので、そこから借入れを行うこととなります。ただし、借入れした分は翌年度以降に返済となります。

○委員長（小野寺美穂） 大久保主計委員。

○委員（大久保主計） 今までのような一般会計からの繰り入れはない。それで借入れをすると、借入れをした分を返さなくてはならないと。その借入れ分を返済する担保はどこにあるのでしょうか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、保険年金課長。

○保険年金課長（宇田孝康） 委員御指摘の一般会計からの繰り入れですが、法定外の繰り入れは今までも行っていません。法により決まっている分の繰り入れは行っていますが、それ以外の繰り入れはありません。全て国民健康保険税なり基金の取り崩しで対応してきたところです。

県の基金から借入れした場合ですが、翌年度以降に返すこととなります。返済する年度の国民健康保険税を算定する際には、返済する額も含めて国民健康保険税の算定を行うこととなります。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。大久保主計委員。

○委員（大久保主計） 県からの借入れ分は翌年度以降に返すことになり、その分は個人が支払う国民健康保険税で補填すると。要はそこで補うという理解でよろしいですか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、保険年金課長。

○保険年金課長（宇田孝康） 委員御指摘のとおりです。

○委員長（小野寺美穂） 大久保主計委員。

○委員（大久保主計） 国民健康保険税が上がるという理解でよろしいですね。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、保険年金課長。

○保険年金課長（宇田孝康） はい、そのようになります。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。郷内良治委員。

○委員（郷内良治） 県から国民健康保険事業費納付金の額が示され、市から県に納付し、例えば市の滞納分が非常に多くなった場合は、基金の取り崩しで

補填するとのことですが、そこに県の責任はないのでしょうか。県に国民健康保険事業費納付金は100パーセントを納めることになっていて、借り入れてでも納めなさいとのことですが、県の責任の部分についてはどのように捉えればよいのでしょうか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、保険年金課長。

○保険年金課長（宇田孝康） 国民健康保険事業費納付金については市町村が県に納めることとなりますので、それ自体について県の責任はありません。県としては、市町村からの国民健康保険事業費納付金、それから国、県の会計から入る分を含めて、各市町村の医療の給付に関する費用は全部責任を持って市町村に交付することとなります。

○委員長（小野寺美穂） 郷内良治委員。

○委員（郷内良治） 医療費の負担とかそういったものは県でやりますと言うものの、国民健康保険事業費納付金は市が100パーセント納付させられます。市で滞納している方々の分も、100パーセント納付であれば納めなければならぬのです。借り入れをしてでも国民健康保険事業費納付金を納めて、翌年もまた借り入れるとなると、それがいつまでも続くとは限らない。そのときにはすぐ国民健康保険税の値上げに踏み切るようになるのかと思いますが、それでよいのですか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、保険年金課長。

○保険年金課長（宇田孝康） 県は市町村に対して、国民健康保険事業費納付金全額を納付するようにと当然指導しますので、万が一、国民健康保険税で不足となれば、県から借り入れても、逆に言えば県が貸し付けても、市に必要な額を納付させることとなります。ただし、仮にそれが何年も繰り返すことになれば、当然、県から国民健康保険税の税率の改定なりといった指導がされることになると思います。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。菊地 忍委員。

○委員（菊地 忍） 県に対して納付する額が毎年変わっていくとのことでした。そうであれば、当然、それに対応して税額も変えていくのでしょうか。まず基金を取り崩すという手段があると思います。基金がなければ県から借りるという形になりますが、仮に毎年、国民健康保険事業費納付金の額がどんどん

上がっていくようであれば、それに合わせて国民健康保険税の税額を毎年変えていくという形になるのか。ある程度、2年や3年に一度とか、介護保険だと3年に一度の見直しとありますが、国民健康保険の場合は国民健康保険事業費納付金の額に合わせて毎年税率を変えていくことになるのか。市としてはどのように考えているのか伺います。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、保険年金課長。

○保険年金課長（宇田孝康） 市としても、できるだけ毎年国民健康保険税の税率を変えることは避けたいと思っていますので、そのためにもある程度の額の基金は持っておきたいと考えています。

○委員長（小野寺美穂） 菊地 忍委員。

○委員（菊地 忍） その辺の見通しはまだ立てられないのですか。今の基金がどれぐらいあって、二、三年は大丈夫だと言えるのかどうか、もし答えられるのであればお願いします。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、保険年金課長。

○保険年金課長（宇田孝康） 見通しはなかなかつけづらいのですが、基金が約10億円ほどありますので、基金を活用しながら、できるだけ税率を変えないようにと考えております。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。大久保主計委員。

○委員（大久保主計） 県に納付した国民健康保険事業費納付金の中身が、今までの国民健康保険税と後期高齢者の支援金と介護納付金の3つで成り立っていると書いてあります。県に納付した後のお金の流れ、事務の流れについてお聞きします。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、保険年金課長。

○保険年金課長（宇田孝康） 委員おっしゃるとおり3つに分かれています。まず、基本分、医療分については、県から市町村が医療機関に支払う医療費として戻ってきます。それから後期高齢者の支援金、介護納付金はこれまで市が直接納めていたのですが、今度は県が県内の市町村分をまとめて納めることとなります。

○委員長（小野寺美穂） 大久保主計委員。

○委員（大久保主計） もう1度確認ですが、国民健康保険税の医療費分だけ

が市に戻ってくるということは、市でまとめて支払う事務があると。ただ、後期高齢者支援金と介護納付金については、県がまとめて支払基金に納めるということによろしいですか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、保険年金課長。

○保険年金課長（宇田孝康） 委員おっしゃるとおり、医療費は市が宮城県国民健康保険連合会を通して医療機関に支払いますが、その分は県から交付されます。それ以外の後期高齢者の支援金、それから介護納付金については、県内の市町村の分をまとめて県が一括で社会保険の支払基金に納めることとなります。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第16号 名取市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（小野寺美穂） 起立全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号 名取市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第17号 名取市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（小野寺美穂） 起立全員であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号 名取市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第18号 名取市国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（小野寺美穂） 起立全員であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号 名取市介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。大友康信委員。

○委員（大友康信） 資料の16ページの一番下に、第6期計画と実績値があります。平成27年度、平成28年度、平成29年度の保険給付費に関するもの、平成

29年度に関しては見込みですが、これを合計すると計画値に対して実績値が少し低くなっています。計算上の見込みは少し余裕を持って設定してあるのかと思うのですが、同じページの一番上の段で、平成30年度から平成32年度までの総給付費見込みと保険料の部分に関しても同様の計算方式で見込み額を算定したのか伺います。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、介護長寿課長。

○介護長寿課長（小久保眞由美） 介護給付費を算定して介護保険料を算出することになりますが、基本は国の制度ですので、介護保険法に基づいて計算することになります。今回の名取市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画の策定に当たりましては、介護保険サービスの見込み量、それから保険料の算定を行うことに対して、国から保険者支援の一環で将来推計を支援するための計算シートとして、見える化システムが配布されています。それに給付費の見込み額を入力して総給付費を算出しています。今回、介護報酬の改定や消費税のアップがありましたので、その部分も全てこのシステムで計算しています。

○委員長（小野寺美穂） 大友康信委員。

○委員（大友康信） 名取市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画では不足がないように余裕を持った計算をしたのかと思ったのですが、今回の見える化システムを使い算出したものに関しても、考え方としては不足が出ないように見込みが立てられていると捉えてよいのでしょうか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、介護長寿課長。

○介護長寿課長（小久保眞由美） 人口推計を行いまして、要介護認定者数を算出しております。要介護認定者数がどんどんふえていくと、給付費もそれに伸びていきます。介護保険は一度給付費が不足して県からお金を借りた時期もありました。そのようなことのないように、やはり見込みは少し多めに見ているところです。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。菊地 忍委員。

○委員（菊地 忍） 資料の2ページに保険料段階別比較表があります。今回、保険料としては下がる方が多いのかと思いますけれども、それぞれ改正後の第1段階から第10段階までの見込み人数を段階別をお願いします。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、介護長寿課長。

○介護長寿課長（小久保眞由美） 平成30年度から平成32年度までの3年分をまとめて申し上げます。第1段階、6,320人、割合としては11.9パーセント、第2段階、2,975人、5.6パーセント、第3段階、3,240人、6.1パーセント、第4段階、1万93人、19.0パーセント、第5段階、8,500人、16.0パーセント、第6段階、7,225人、13.6パーセント、第7段階、7,331人、13.8パーセント、第8段階、3,559人、6.7パーセント、第9段階、2,285人、4.3パーセント、第10段階、1,593人、3.0パーセントとなっています。

○委員長（小野寺美穂） 菊地 忍委員。

○委員（菊地 忍） それぞれの段階の人数を示していただきましたが、今回の見直しの中で、上限額の変更により、現行の第8段階から第7段階に移る方もいらっしゃると思います。本人が市民税課税で前年の合計所得金額が190万円から199万円までの方は、今まで第8段階だったのが第7段階に移行すると思いますが、それぞれの段階での見込みも捉えていれば教えてください。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、介護長寿課長。

○介護長寿課長（小久保眞由美） 人数では捉えておりませんが、ポイントとして捉えております。第7段階が1.3ポイント増加して13.8パーセントになりました。第8段階は0.9ポイント下がって6.7パーセントになりました。第9段階は0.4ポイント下がって4.3パーセントとなりました。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第19号 名取市介護保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（小野寺美穂） 起立全員であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号 名取市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。菊地 忍委員。

○委員（菊地 忍） 資料の1ページ、第39条第1項と第4項ですが、地域との連携等で、事業所と同一の建物に居住する者以外へのサービス提供について、義務規定に改める、ということで、今回新たに義務になります。仮にこの義務に違反した場合はどのようなことになるのか伺います。

○委員長（小野寺美穂） 暫時休憩いたします。

午後2時 休憩

---

午後2時2分 再開

○委員長（小野寺美穂） 再開いたします。

答弁、健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林喜幸） 義務規定に違反した場合には減算になるということですが。

○委員長（小野寺美穂） 菊地 忍委員。

○委員（菊地 忍） 今、減算と言いましたか。減算。それだけで済むのかということになると思います。仮に違反が続くようであれば指定の取り消しというところまでいくのか、逆に言えば減算だけで済むのか、どのようなことになるのか伺います。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、介護長寿課長。

○介護長寿課長（小久保眞由美） 地域との連携ということで、地域密着型サービスに指定されている事業所等については運営推進会議等を設けています。その会議でいろいろな議題が出されますが、義務規定に違反となるような話があれば本市から助言を行う、もしくは実地指導を行った際に本市から指導を行うこともあります。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。菊地 忍委員。

○委員（菊地 忍） 今の件ですが、本市からいろいろと指導をしても改まら

ない場合は、最終的に指定を取り消すまでになるのか、考え方を伺います。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、介護長寿課長。

○介護長寿課長（小久保眞由美） 本市の指導に従わないということであれば、指定の取り消しもあり得るということです。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。大友康信委員。

○委員（大友康信） 第191条、第192条、第194条、第199条で、指定看護小規模多機能型居宅介護について、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の基準を加えるとありますが、このサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所について調べたところ、自動車による移動時間がおおむね20分以内の範囲に設置できるということでした。自動車で20分以内であれば市内全域をカバーできると思います。逆に、市域を越えてしまうとか、または隣接市の施設が本市域に入ってくるといったことは可能性としてあるのか、または想定しているのか伺います。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、介護長寿課長。

○介護長寿課長（小久保眞由美） サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ですが、同じ法人が行うことになります。今回、地域密着型サービスの条例ですので、市外に建設することは想定していません。市内ということになります。ただし、この条例の中に管理者の兼務ができるという規定がありますので、その点につきましては、幾ら本市域とはいえ、例えば閑上の端から相互台の端をサテライトとして考えた場合は、それは適切ではないと思います。申請があったときに、事業者と検討をしたいと思います。

○委員長（小野寺美穂） 大友康信委員。

○委員（大友康信） 介護、看護の方が居宅に行く、お医者さんでいうと往診のような形態を想像するのですが、例えば医院であるとか病院がそのセンター、事業所になるような考え方で設定されているのか、考え方をお伺いします。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、介護長寿課長。

○介護長寿課長（小久保眞由美） 現段階では、本市においてサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をつくりたいという相談はありません。また、地域密着型のサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、計画に位置づけないと建設、整備ができないことになっていまして、

名取市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画では位置づけていません。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。菊地 忍委員。

○委員（菊地 忍） 議案書の46ページと47ページ、第165条の2、緊急時等の対応についてですが、入所者の病状の急変が生じた場合は、それに対応するためにあらかじめ医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならないと規定されていますが、これは入所者一人一人について、何かあったらこのお医者さんに連絡するというような計画を立て、連絡先を決めておくということなのか、伺います。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、介護長寿課長。

○介護長寿課長（小久保眞由美） 一人一人に計画を立てるのではなく、施設、事業所としてどのような対応をとるかについて、連携方法、対応方法を定めておくということです。

○委員長（小野寺美穂） 菊地 忍委員。

○委員（菊地 忍） それぞれに持病を持っている入所者もいると思います。施設に入っても、例えば在宅のころにかかっていたお医者さんにそのままお願いしたいというケースも出てくると思います。個人ではなく、あくまでも施設全体として何かあったらこの病院、この先生にということになるのですか。実際はそれぞれの病状、病歴をわかっている先生のほうが安心すると思いますが、どのように考えていますか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、介護長寿課長。

○介護長寿課長（小久保眞由美） 第165条の2ですが、地域密着型介護老人福祉施設は29人の小規模な特別養護老人ホームになります。特別養護老人ホームは、医師は常駐していませんが、市内でなくてもいいので、あらかじめ医師と連携をとっておかなければならないことになっています。その嘱託医との連携について示しているものです。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第20号 名取市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（小野寺美穂） 起立全員であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号 名取市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第21号 名取市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（小野寺美穂） 起立全員であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号 名取市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに

指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第22号 名取市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（小野寺美穂） 起立全員であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、お諮りいたします。議案第12号から議案第22号までに対する委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 御異議なしと認めます。よって、委員会審査報告書の作成については委員長に一任することに決しました。

以上で付託議案の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

午後2時14分 休憩

---

午後2時29分 再開

○委員長（小野寺美穂） 再開いたします。

以上で本日の付議事件は全て終了いたしました。

本日の委員会はこれにて散会いたします。  
大変御苦労さまでした。

午後 2 時 2 9 分 散会

平成 3 0 年 3 月 8 日

民生教育常任委員会

委員長 小野寺 美 穂